

議案第 57 号

市川市住宅資金利子補給条例の廃止について

市川市住宅資金利子補給条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 20 年 2 月 18 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市住宅資金利子補給条例を廃止する条例

市川市住宅資金利子補給条例（平成 15 年条例第 18 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 20 年 4 月 1 日前にこの条例による廃止前の市川市住宅資金利子補給条例第 5 条第 1 項の申請のあった利子補給については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

近時の住宅取得資金に係る融資利率の低率化傾向、住宅取得に係る税制面での優遇措置の実施状況等を勘案し、住宅建築等の融資に係る利子補給制度を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。